

旭川市住宅耐震診断補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の耐震化を誘導し、地震の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の耐震診断に要する費用の一部についての補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価することをいう。

ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添）」に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断

イ 国土交通大臣がアの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針に係る認定について（技術的助言）（平成31年1月1日付け国住指第3107号国土交通省住宅局長通知）」による耐震診断

(2) 施行者 この要綱による補助金の交付を受けて耐震診断を行うため、第5条、第6条又は第9条の申請をする者（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。補助の対象とする住宅の所有者が複数である場合はその代表者）をいう。

(3) 交付予定者 施行者のうち、補助金の交付決定に係る審査を待つ者をいう。

(4) 専門機関 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（事務局：一般財団法人日本建築防災協会）規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会その他市長が認める機関をいう。

(5) 住宅 一戸建て専用住宅、長屋、共同住宅又は兼用若しくは併用住宅（住宅の部分の延べ床面積の合計が建築物全体の延べ床面積の合計の1/2以上）をいう。

(6) 対象床面積 補助金の対象となる部分の床面積をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の対象とする住宅は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 本市内に存する住宅

(2) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した住宅

(3) 次のいずれかに該当する住宅

ア 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅

イ 地階を除く階数が3以下である在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法で、同一階に木造部分とそれ以外の構造の部分がない住宅

(4) 耐震診断に必要な関係図書等があること又は関係図書等を準備できる住宅

(5) この要綱による補助金の交付を受けたことがない住宅

(6) 申請日時点で建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令による違反是正の指導等を受けていない住宅

2 補助金の対象とする住宅の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）及び施行者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 市税の滞納がない者

(2) 「旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）」第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者に該当しない者

(3) 補助金の対象となる住宅に居住している者その他これに準ずるものとして市長が認める者

3 補助金の対象とする耐震診断は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 建築の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の住宅の場合は、耐震診断について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

(2) 住宅の所有者が複数である場合（区分所有の場合を除く。）は、耐震診断について所有者全員の合意があること。

(3) 第7条の交付決定を受ける前に耐震診断の契約又は着手をしていないこと。

(4) 契約者が施行者である耐震診断であること。

(5) 耐震診断を行う耐震診断員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士で、同法第23条第1項の建築士事務所のうち次のいずれかに所属している者とする。

ア 本市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所

イ 耐震診断を行おうとする住宅の建築設計を行った建築士事務所

(6) 木造の一戸建て住宅の耐震診断を行う耐震診断員は、前号に定める者で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断で登録している者とする。

（補助金の額の算定方法）

第4条 補助金の対象とする耐震診断に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「耐震診断費用」という。）は、次に掲げるもののいずれか低い額とする。

(1) 補助金の対象とする住宅の耐震診断費用

(2) 住宅の種別ごとの算定額

ア 一戸建て専用住宅は、136,000円

イ 一戸建て専用住宅以外の住宅は、次に掲げる額の合計額

(ア) 対象床面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡

(イ) 対象床面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡

(ウ) 対象床面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡

2 補助金は、次に掲げるもののいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 前項の耐震診断費用の額の3分の2以内の額

(2) 当該年度の予算額

3 補助金の対象とする住宅に補助を受けようとする所有者が複数いる場合は、第3条第2項各号の要件に該当しない者が所有する部分の床面積の割合を減じて算定する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、耐震診断の契約を締結する前に、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（別記第1号様式）により行う。

(1) 耐震診断費用の見積書

(2) 補助金の対象とする住宅の配置図、平面図及び付近見取図

(3) 耐震診断の工程が確認できる書類

(4) 耐震診断実施について管理組合総会で承認されていることが確認できるもの（総会議事録等の写し）及び管理組合同規約の写し（補助金の対象とする住宅に管理組合が組織されている場合に限る。）

(5) 耐震診断実施について所有者全員が合意していることが確認できるもの（補助金の対象とする住宅の所有者が複数である場合（前号の場合を除く。）に限る。）

(6) 補助金の対象とする住宅の登記事項証明書（最新の内容かつ発行から3か月以内のもの）の写し並びに所有者の住所及び氏名を証明できる書類の写し

(7) 施行者及び補助金の対象とする住宅の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）の市税の納税証明書（完納証明書）

(8) その他市長が必要と認めるもの

2 受付期間は当該年度の4月20日から5月23日までとする。

3 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えなかったときは、補助金の申請者を全員交付予定者とする。

4 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えたときは、抽選により交付予定者を決定する。

5 前項の抽選により、交付予定者にならなかった者のうち、抽選上位の者から順位を付け、募集予定額に満たなかったときは、その順位により繰り上げて交付予定者とすることができる。

(追加募集期間の補助金の交付申請)

第6条 第5条第3項の申請によって補助金の額の合計が募集予算額に満たなかったときは、第5条第2項の期間から当該年度の9月20日まで(以下「追加募集期間」という。)延長して申請を受け付ける。

2 前条第1項の規定は、前項の追加募集期間の補助金の交付申請の場合について準用する。

3 第1項の追加募集期間に申請があったときは、受付順に交付予定者を決定する。

(交付決定)

第7条 第5条又は第6条で決定した交付予定者から提出された第5条第1項の書類の審査の結果、第3条の要件を満たしたもので事業が適切であると認めるときは、第4条において算定した補助金の額により補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により施行者に通知する。

2 前条の追加募集に伴う申請に対しては、受付順に補助金の交付を決定する。

3 第5条第1項の書類の審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により施行者に通知する。

(着手の届出)

第8条 第5条又は第6条の申請に係る耐震診断は、前条第1項の通知後、速やかにその契約を締結し、診断に着手し、その診断の着手の届出については交付決定日から30日以内に耐震診断の契約書の写しを添えて着手届出書(別記第4号様式)を届出する。

(変更の申請又は取りやめの届出)

第9条 第7条の補助金の交付決定の後における耐震診断の内容又は申請額の変更は、次の各号に掲げる書類を添えて当該年度の12月26日までに変更申請書(別記第5号様式)により申請する。

(1) 耐震診断費用が変更になる場合は、耐震診断費用の見積書

(2) 耐震診断の内容又は申請額の変更を確認できる書類

2 第7条の補助金の交付決定後における耐震診断の取りやめは、取りやめ届（別記第7号様式）により当該年度の12月26日までに届出する。

（変更又は取りやめの決定）

第10条 第7条第1項又は第3項は、前条の変更申請の場合について準用する。この場合において、「補助金交付決定通知書（別記第2号様式）」とあるのは、「変更決定通知書（別記第6号様式）」と読み替え、従前の交付決定を取り消す。

2 前条第2項の耐震診断の取りやめの届出があったときは、従前の交付決定を取り消し、補助金等不交付決定通知書（別記第3号様式）により施行者に通知する。

3 第1項において変更を認めないときは、その旨を書面により施行者に通知する。

（専門機関による判定）

第11条 補助金の対象とする住宅が共同住宅（木造で延べ床面積500㎡以内のものを除く。）である場合は、施行者が、専門機関による耐震診断の判定を受け、耐震診断判定書の交付を受ける。

（完了報告）

第12条 耐震診断の完了報告は、耐震診断の完了後速やかに行い、当該年度の1月31日までに完了実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて報告する。

- (1) 建築物の耐震診断結果報告書（別記第9号様式）の写し
- (2) 耐震診断費用の領収書の写し
- (3) 前条に該当する住宅である場合は、耐震診断判定書の写し
- (4) 前条に該当する住宅以外の住宅である場合は、耐震診断書の写し

（補助金の額の確定）

第13条 前条による完了報告があったときは、当該報告の内容の審査を行う。この場合において、事業が適切に完了したと認めるときは、第4条に照らして交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（別記第10号様式）により速やかに施行者に通知する。

2 前項の審査の結果、事業が適切に完了していないと認めるときは、施行者に対し必要な是正措置を講ずるよう指導する。

3 前項の是正の措置を確認したときは、第1項後段を準用する。

（補助金の請求）

第14条 前条第1項の通知後、補助金の請求は、当該年度の2月26日までに施行者が請求書（別記第11号様式）の提出をもって行う。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 施行者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、取消しに係る部分に関し期限を定めてその返還を命ずる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(理由の提示)

第16条 第13条第2項の指導をするとき又は前条により交付決定の全部若しくは一部を取り消すとき又は補助金の返還を命ずるときは、施行者に対してその理由を書面により通知する。

(調査への協力)

第17条 この要綱による補助事業を適正に執行するに当たり必要な調査等を行うときは、施行者に協力を求めるものとし、その協力が得られないときは、第15条により補助金の交付決定を取り消すことがある。

(その他)

第18条 この要綱の期日をもって定めるものが本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とする。

- 2 前項によるほか、この要綱による補助事業に必要な事項又は定める期日が事務処理において支障がある場合は、市長が別に定める。
- 3 第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第12条第1項の手続において、当該事務処理に必要な場合は、書類の添付を求めることができる。
- 4 第5条第1項、第9条第1項及び第12条第1項の手続において、特に必要な理由があると認める場合は、その申請書又は報告書に添える書類の代替となる書類の添付を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和7年4月1日から施行する。